

ICクレジットカード・スーパーICカード会員規約等変更のお知らせ

平成24年2月20日(月)より、「三菱東京UFJ-VISA 会員規約」「スーパーICカード特別規定」「ICクレジットカード規定」の記載内容について、下記の通り変更がございますので、ご案内申し上げます。

【変更対象】

- ・「三菱東京UFJ-VISA 会員規約」
- ・「スーパーICカード特別規定」
- ・「ICクレジットカード規定」

【変更内容】

下記対応に伴い、関連する規約を下表の通り変更します。

- ・ 暴力団排除条項の一部改正
- ・ キャッシング補償基準の変更

「三菱東京UFJ-VISA 会員規約」変更点

変更前	変更後
<p>第13条の2 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 会員が、次の各号の一にでも該当し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は、当行からの請求によって、本規約に基づく債務全額について期限の利益を失い、第7条に定める返済方法によらず、直ちに当行に対する未払い債務をお支払いいただきます。</p> <p>①会員が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <ul style="list-style-type: none">A. 暴力団B. 暴力団員C. 暴力団準構成員D. 暴力団関係企業E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等F. その他前各号に準ずる者 <p>②会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none">A. 暴力的な要求行為B. 法的な責任を超えた不当な要求行為C. クレジットカード契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する	<p>第13条の2 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 会員が、次の各号の一にでも該当し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は、当行からの請求によって、本規約に基づく債務全額について期限の利益を失い、第7条に定める返済方法によらず、直ちに当行に対する未払い債務をお支払いいただきます。</p> <p>①会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)であることが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当した場合。</p> <ul style="list-style-type: none">A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有することB. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有することC. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有することD. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有することE. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること <p>②会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none">A. 暴力的な要求行為B. 法的な責任を超えた不当な要求行為C. クレジットカード契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する

行為

E. その他前各号に準ずる行為

2. 前項の場合において、会員が住所変更の届出を怠る、あるいは会員が当行からの請求を受領しないなど、会員の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

第 14 条 (カードの紛失、盗難事故の場合の責任と免責、再発行)

1. 会員はカードを紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに次の諸手続きをお取りいただきます。①当行への直接電話などによる連絡 ②当行への所定の届出書の提出 ③最寄りの警察署への届出
2. カードを紛失し、または盗難にあった場合、そのために生ずる支払いについては会員の責任となります。ただし、前第 1 項の諸手続きをお取りいただいた場合、クレジットカードサービスの不正使用による損害のうち、当行が紛失、盗難の通知を受領した日からさかのぼって 60 日前以降に生じたものについては、次のいずれかに該当しない限り当行が負担します。この場合、会員はすみやかに当行が損害の填補に必要と認める書類を当行に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。①会員の故意または重過失に起因する場合 ②会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者が自ら行いもしくは加担した不正使用に起因する場合 ③戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合 ④本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合 ⑤紛失、盗難が虚偽の場合 ⑥紛失、盗難による第三者の不正使用が会員の生年月日、電話番号等個人情報の会員の責めに帰すべき事由による漏洩と因果関係にある場合 ⑦会員が当行の請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合 ⑧カード裏面に会員自らの署名が無い場合 ⑨カード利用の際使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合
3. カードは、当行が認める場合に限り再発行します。この場合、当行所定の手数料をお支払いいただくことがあります。

行為

E. その他前各号に準ずる行為

2. 前項の場合において、会員が住所変更の届出を怠る、あるいは会員が当行からの請求を受領しないなど、会員の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
3. 前 2 項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、当行に賠償の請求をしないものとします。また、当行に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

第 14 条 (カードの紛失、盗難、偽造等の事故の場合の責任と免責、再発行)

1. 会員はカードを紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに次の諸手続きをお取りいただきます。①当行への直接電話などによる連絡 ②当行への所定の届出書の提出 ③最寄りの警察署への届出
2. カードを紛失し、または盗難にあった場合、そのために生ずる支払いについては会員の責任となります。ただし、前第 1 項の諸手続きをお取りいただいた場合、クレジットカードサービスの不正使用による損害のうち、当行が紛失、盗難の通知を受領した日からさかのぼって 60 日前以降に生じたものについては、次のいずれかに該当しない限り当行が負担します。この場合、会員はすみやかに当行が損害の填補に必要と認める書類を当行に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。①会員の故意または重過失に起因する場合 ②会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者が自ら行いもしくは加担した不正使用に起因する場合 ③戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合 ④本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合 ⑤紛失、盗難が虚偽の場合 ⑥紛失、盗難による第三者の不正使用が会員の生年月日、電話番号等個人情報の会員の責めに帰すべき事由による漏洩と因果関係にある場合 ⑦会員が当行の請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合 ⑧カード裏面に会員自らの署名が無い場合 ⑨カード利用の際使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合
3. カードは、当行が認める場合に限り再発行します。この場合、当行所定の手数料をお支払いいただくことがあります。
4. 偽造または変造カードの使用にかかるカード利用代金については、当該偽造・変造カードの作出または使用が、会員の故意による場合、または当行が善意かつ無過失であって、会員に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、会員の負担とならないものとします。この場合、カードおよび暗証番号の管理状況、

	被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。
--	--

「スーパーICカード特別規定」変更点

変更前	変更後
<p>第7条の2（キャッシング不正利用時の補償等）</p> <p>(1) 本条項は、クレジットカードサービスのうち当行および提携先の現金自動支払機によるキャッシング不正利用時の補償等につき定めるものです。キャッシング不正利用時の補償等は、会員規約の定めによらず本条項を適用するものとします。</p> <p>(2) 本条項は、当行および提携先の現金自動支払機における本件カードおよび届出の暗証番号を操作する方法によるキャッシングを対象とし、その他の方法によるキャッシングには適用されません。</p> <p>(3) 偽造または変造カードによるキャッシングについては、契約者の故意による場合、または当該キャッシングについて当行が善意かつ無過失であって、契約者に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本件カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。</p> <p>(4) 本件カードを盗取され、当該カードによりなされた不正なキャッシングについては、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該キャッシングの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）の補てんを請求することができます。</p> <p>①本件カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること。</p> <p>②当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。</p> <p>③当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること。</p> <p>(5) 前項の請求がなされた場合、当該キャッシングが契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の60日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを契約者が証明した場合は、60日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降にな</p>	<p>第7条の2（キャッシング不正利用時の補償等）</p> <p>クレジットカードサービスのうち当行および提携先の現金自動支払機による紛失、盗難、偽造等の事故により生じたキャッシング不正利用時の補償等については会員規約を適用することとします。</p>

<p>されたキャッシングにかかる補てん対象額を補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該キャッシングが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ契約者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(6) 前5項の規定は、第4項にかかる当行への通知が、盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正なキャッシングが最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。</p> <p>(7) 第5項の規定に係わらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には当行は補てん責任を負いません。</p> <p>①当該キャッシングが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(A) 契約者に重大な過失があること</p> <p>(B) 契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p>(C) 契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して本件カードが盗取された場合。</p>	
---	--

「ICクレジットカード規定】変更点

変更前	変更後
<p>第7条の2（キャッシング不正利用時の補償等）</p> <p>(1) 本条項は、クレジットカードサービスのうち当行および提携先の現金自動支払機によるキャッシング不正利用時の補償等につき定めるものです。キャッシング不正利用時の補償等は、会員規約の定めによらず本条項を適用するものとします。</p> <p>(2) 本条項は、当行および提携先の現金自動支払機における本件カードおよび届出の暗証番号を操作する方法によるキャッシングを対象とし、その他の方法によるキャッシングには適用されません。</p> <p>(3) 偽造または変造カードによるキャッシングについては、契約者の故意による場合、または当該キャッシングについて当行が善意かつ無過失であって、契約者に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本件カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。</p>	<p>第7条の2（キャッシング不正利用時の補償等）</p> <p>クレジットカードサービスのうち当行および提携先の現金自動支払機による紛失、盗難、偽造等の事故により生じたキャッシング不正利用時の補償等については会員規約を適用することとします。</p>

(4) 本件カードを盗取され、当該カードによりなされた不正なキャッシングについては、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該キャッシングの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）の補てんを請求することができます。

- ①本件カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること。
- ②当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。
- ③当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(5) 前項の請求がなされた場合、当該キャッシングが契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の60日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを契約者が証明した場合は、60日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされたキャッシングにかかる補てん対象額を補てんするものとします。

ただし、当該キャッシングが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ契約者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(6) 前5項の規定は、第4項にかかる当行への通知が、盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正なキャッシングが最初に行われた日。）から2年を経過する日以後に行われた場合には適用されないものとします。

(7) 第5項の規定に係わらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には当行は補てん責任を負いません。

- ①当該キャッシングが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。
 - (A) 契約者に重大な過失があること
 - (B) 契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - (C) 契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して本件カードが盗取された場合。